(4) 児童手当

児童手当は,次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに支給される。県の給与条例に基づくものではなく，国の社会福祉施策（子育て支援）に基づくもので，給付金としての要素を持つため，所得税の課税対象とならない。児童手当受給者は，児童手当の趣旨に従って，児童手当を用いなければならない責務が法律上定められている。

児童手当法

第1,2条

ア　支給要件

児童手当法

第4条

０歳から高校生年代（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者）の国内に居住している児童を養育している日本在住者に支給される。児童が海外留学中の場合も支給される。

イ　支給対象者

(ｱ) 施設入所等児童以外の児童を監護し，かつこれと生計を同じくする父又は母（父母が国外に居住している場合は，父母指定者）

(ｲ) 児童を監護し，かつこれと生計を同じくする未成年後見人

(ｳ) 児童養護施設等に入所している児童の場合は原則施設設置者

(ｴ) 里親等に養育されている児童については里親等

　※　父母が離婚協議中で別居している場合は，同居している方を優先

ウ　支給額

児童手当法

第6条

その世帯の中の18歳未満の児童について年齢や出生の区分に応じた額

給与諸手当編巻末　給料・諸手当等一覧表参照

エ　支給方法

児童手当法

第8条

年６回（偶数月）（各前月までの２か月分を支給）

オ　支給の始期，終期及び改定の時期

(ｱ) 支給の始期

受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から支給する。

［注］５月１日出生の場合，扶養手当は５月分から，児童手当は６月分から受給資格がある。

(ｲ) 支給の終期

児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(ｳ) 改定の時期

児童手当法

第9条

ａ　増額改定　　支給の始期に同じ

ｂ　減額改定　　支給の終期に同じ

カ　認定請求等の手続きについて

(ｱ) 今までに児童手当を受けたことがない者が，出生等により新たに受給資格が生じた場合

○児童手当認定請求書（給与システム→「様式集」より出力）

（添付書類）

・申請者の児童手当用所得証明書

・配偶者の児童手当用所得証明書（配偶者控除を受けている場合は不要）

・受給資格者の世帯全員の住民票

［注］受給資格者が父母以外であるとき等の場合は，当該事実を明らかにすることができる書類が必要である。

(ｲ) 現在児童手当を受けている者で，出生等により支給対象となる児童が増えた場合

○児童手当額改定認定請求書　 (給与システム→「様式集」より出力）

（添付書類）

・申請者の児童手当用所得証明書

・配偶者の児童手当用所得証明書（配偶者控除を受けている場合は不要）

・受給者及び支給対象となる児童の属する世帯全員の住民票

［注］新たに支給要件に該当することになった児童について必要事項を記入する。

(ｳ) 年齢要件などより支給対象となる児童が減った場合

○児童手当額改定届（改定認定請求書と同じ様式）

（添付書類）　なし　　　　　　　(給与システム→「様式集」より出力）

(ｴ) 支給対象の児童がいなくなった場合

○児童手当受給事由消滅届　　　　(給与システム→「様式集」より出力）

児童手当法施行規則

第7条

（添付書類）　なし

キ　児童手当現況届について

児童手当法

第26条

受給者は，毎年６月１日から30日の間に，その年の６月１日における状況を記載した現況届を提出する。

○児童手当現況届（給与システム→「当月入力分チェックリスト」→

「帳票出力」より出力　６月例月期間中のみ出力可）

（添付書類）

・申請者及び申請者の配偶者の児童手当用所得証明書

・受給者及び支給対象となる児童の属する世帯全員の住民票

［注］現況届により，支給要件を欠くに至った場合は, ６月分以降は支給されない。

ク　公務員に関する特例

児童手当法

第17条

本来，児童手当の手続等は市町村の窓口で行うが，公務員の場合は勤務先で行うこととしている。

ただし，児童手当法に規定している公務員の範囲は，共済組合の長期掛金負担者の範囲と同一なので，臨時的任用職員や短時間再任用職員は，居住する市町村の窓口で手続きを行う。

任用切替えにより，共済組合の資格に異動があった際は注意すること。（一般組合員⇔短期組合員）

ケ　児童手当に係る寄附

児童手当法

第20条

受給資格者が，次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため，当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し，当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは，当該市町村は，当該受給資格者に代わって受けることができる。

児童手当法施行規則

第12条の9

市町村は，規定により受けた寄附を，次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

コ　児童手当からの給食費等及び保育料の徴収

児童手当法

第21条

児童手当受給者から児童手当を学校給食費等や保育料に充てる旨の申し出があった場合，市町村が児童手当からこれらの費用を直接徴収できる制度となっている。

保育料については児童手当受給者からの申し出に関わらず，市町村が直接児童手当から保育料を徴収することができる制度となっている。